



泉崎村長選挙について

問選挙管理委員会 ☎53・2111

10月31日の任期満了に伴う泉崎村長選挙を次により行います。

詳しくは、泉崎村選挙管理委員会へお問い合わせください。

■投票日

令和7年10月19日（日）

■投票ができる人

- ・平成19年10月20日までに生まれた者
- ・令和7年7月13日までに転入届をした者

■告示日

令和7年10月14日（火）

■立候補予定者説明会

日時：令和7年9月17日（水）13時30分から

場所：泉崎村役場村民ホール

～期日前投票・不在者投票～

期間：10月15日（水）～18日（土）

時間：8：30～20：00

場所：泉崎村役場 村民ホール

※滞在地等において不在者投票を予定される方は、事前に村選挙管理委員会へお問い合わせください。

（郵便による送付のため）

※請求書は村ホームページで取得できます。

図書館開館15周年記念「eスポーツ交流会」

問図書館 ☎53・4779

泉崎図書館開館15周年を記念し、eスポーツ※の特色を活かした、交流会を開催します。

ぷよぷよや太鼓の達人など、人気のeスポーツを通じて、子どもから大人までが楽しめる交流の場です。

年齢、性別を問わず、どなたでもご参加いただけます。ぜひ足をお運びください！

※ Electronic Sports（電子競技）の略称。ゲーム等の電子機器を用いた対戦を競技化したもの。

※本事業は、福島県『eスポーツによる「ふくしま」活性化事業』を活用しています。



【開催日時】 令和7年8月13日（水）13：00～17：00

【開催場所】 泉崎村資料館 1階エキシビジョンホール

【参加方法】 当日会場受付にてお申し込みいただくか、泉崎村公式LINEを友達登録し、右記のQRコードを読み取り、必要事項を入力することで事前にお申し込みいただけます。

【注意事項】 参加無料・事前申込不要でご参加いただけますが、混雑時は事前申込いただいた方を優先してご案内しますのであらかじめご了承ください。



事前申込用
QRコード

令和7年国勢調査のお知らせ

☎総務課 ☎53・2111

5年に1度の国勢調査が全国一斉に行われます。国勢調査は統計法という法律に基づき国籍や年齢に関係なく、日本に住んでいるすべての人が対象です。必ず期限内にご回答ください。インターネットでの回答が、かんたんで便利です。

尚、回答の手順など詳しくは、調査員が後日配布する青い封筒「国勢調査のお願い」をご確認ください。

9月中旬～

9/20(土)～
10/8(水)

10/1(水)～
10/8(水)

《調査書類受け取り》

- ・調査員が皆さまのお宅を訪問し、調査書類をお配りします。
※ご不在の場合は郵便受けに配布いたします。
- ・訪問時に代表者名と男女別の世帯人数をお尋ねします。

《インターネットでの回答期間》

- ・スマホからかんたんにログインでき、24時間回答ができます。
- ・前回の調査ではインターネット回答した人の98%が「次回もインターネット回答したい」と答えています。

《紙の調査票での回答期間》

- ・紙の調査票は原則郵送となります。
- ・インターネットで回答した方は紙の調査票の提出は不要です。



5年に一度、全員参加の統計調査

国勢調査2025

調査期日

10.1 水

⚠ 国勢調査をよそおった詐欺(さぎ)や不審な調査にご注意ください。

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村

工事なんでも御相談ください(見積り無料)

駐車場工事・アスファルト舗装工事
コンクリート工事・土留工事・建物解体工事
フェンス工事・田・畑・盛土工事・下水工事
建築工事などその他

☆お気軽にご相談ください。

株式会社 **福南建設**

☎969-0101 泉崎村大字泉崎字大山41-7

☎ (0248) 53-2506

FAX (0248) 53-3438

空き家バンクについて

☎総務課 ☎53・2111

空き家・空き地の処分にお困りの方はぜひ空き家バンク制度の活用をご検討ください。

【泉崎村空き家バンク制度】

空き家・空き地バンクとは、村が空き家・空き地の売却又は賃貸を希望する所有者と空き家の利用を希望する方をマッチングする制度です。

※契約の際は、村が協定している公益社団法人福島県宅地建物取引協会及び同協会加盟事業者が仲介に入ります。

物件の登録や確認など、利用を希望される方は申請が必要となりますので、村ホームページ（ダウンロード可）又は、窓口に備えてあります申請書等に必要事項を記入の上、総務課までご提出願います。



村ホームページ

児童扶養手当及びひとり親家庭医療費について

☎こども支援課 ☎21・5561

毎年、受給資格がある方を対象に「現況届」又は「更新申請書」の提出をお願いしています。提出がない場合、手当の受給や医療費の助成が受けられなくなります。また、今年度より、ひとり親家庭医療費受給者の方も「更新申請書」の提出が必要となりましたので、お知らせいたします。

対象者には、各書類を送付いたしましたので、ご確認をお願いします。

◆申請期間 8月4日（月）～29日（金）まで

特別児童扶養手当について

☎こども支援課 ☎21・5561

毎年、受給資格がある方を対象に「現況届」の提出をお願いしています。提出がない場合、手当の受給が受けられなくなります。

対象者には、8月下旬に各書類を送付いたしますので、ご確認をお願いします。

◆申請期間 9月1日（月）～26日（金）まで

外国語指導助手シャノン先生が帰国

～シャノン先生からのメッセージ

「村民の皆さんありがとう」～

昨年の8月に泉崎村に来て、1年。今回、家庭の事情によりカナダに帰らなければならないことをとても残念に思っています。

できることならば、もっともっと長く滞在し、一人でも多くの村民の皆さんとのふれ合いを楽しみたいと思っていました。本当に残念でなりません。

私が泉崎村に来てから、村民の方々の温かいおもてなしと親切、そして、私のためにしてくださった全てのことに感謝しています。

短い期間でしたが、改めて心より感謝申しあげます。

サンドビ・シャノン・クリスタ



樹木や生垣等の適切な管理について

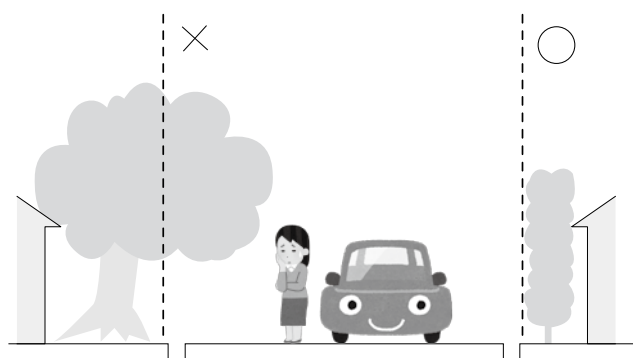
☎建設水道課 ☎53・2114

樹木や生垣等の伐採・剪定をして適切な管理をお願いします。

車道に樹木や生垣等が張り出していると通行に支障となるだけでなく、《交通障害》を引き起こす場合があります。

樹木や生垣等が道路にはみ出していることが原因で事故等が発生した場合、所有者の方が《損害賠償責任》を問われることがあります。（民法第717条・道路法第43条）

道路での事故防止のためにも、樹木や生垣等の所有者の皆様には伐採・剪定等の適切な管理をしていただくようお願いします。（民法第233条）



左側の樹木は道路に干渉し、歩行者、車両等の交通を妨げる可能性があります。このことが原因で事故が起きた場合、樹木の所有者の方が責任を問われる場合があります。

交通を妨げ、事故の原因をつくらないためにも、右側の樹木のように伐採・剪定等を行うようお願いします。

節水にご協力ください

☎建設水道課 ☎53・2114

暑い日が続いており、水道使用量が徐々に増えています。このまま使用量が増えていきますと、やむを得ず給水制限や断水を行う可能性があります。

水道を利用される皆様方におかれましては、生活の中での節水の御協力をお願い申し上げます。

【家庭でできる節水方法】

- ・洗面やハミガキ等の水は、出しっぱなしにせずに蛇口をこまめに閉める。
- ・油污れのひどい食器はあらかじめ紙等でふき取り洗いをやすくしておく。
- ・蛇口はきちんと閉める。
- ・漏水は早めに発見して修理を依頼する。



※水分補給や手洗い等の感染症対策はしっかりと行ってください。



お客様の喜び

ハウスクリーニング 白河装美

〒969-0103 泉崎村大字北平山字下原25-1
TEL&FAX 0248-21-5143

信頼と・施工実績No.1

太陽光発電設備・オール電化設備

有限会社 齋藤電工

〒969-0103 泉崎村北平山字中島130-1
TEL 53-2914 FAX 53-4566